

平成27年度

## 男性不妊治療費の補助金について

### 制度の概要

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に至る過程の一環として行われる精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術費用の一部を補助します。ただし、医療保険が適用されないものに限りです。

### 補助額と補助対象回数

平成28年1月20日以降に特定不妊の治療が終了した方で、平成27年4月1日以降に行われた特定不妊治療の一環として実施された手術1回につき、15万円を上限に助成します。ただし、特定不妊の治療方法が「C：以前に凍結した胚による胚移植」の場合は対象外となります。

特定不妊治療費助成の妻の助成上限回数の範囲内で、申請できます。

### 補助対象者

- 特定不妊治療費補助金の申請の条件を満たす方。
- 指定医療機関又は同医療機関から紹介等をされた医療機関において男性不妊治療の手術を受けた方。

### 補助対象費用

医療保険が適用されない手術代及び精子凍結料を対象とします。

**※検査料、凍結した精子の保存料（管理料）、文書料、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費は助成対象外です。**

### 申請書類等

※『特定不妊治療費補助金を申請される方へ』の「申請書類等」と併せて提出してください。

1	岡崎市不妊治療費補助金交付申請書	※特定不妊治療費と共通 指定様式をお使いください。
2	岡崎市特定不妊治療費助成事業受診等証明書	
3	医療機関発行の領収書とそのコピー ※領収金額の内訳が記載されているもの	・医療機関への支払額を確認するための書類です。以下の内容であることが必要です。 「 <u>岡崎市特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号の2様式）</u> 」に記載された手術に係るものであること。

### 注意点

- 本医療費について単独での補助申請はできません。特定不妊治療費補助の申請と同時に申請することが必要です。ただし、採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合は男性不妊治療費のみで申請できます。
- 特定不妊治療費助成の対象とならなかった場合は、本医療費についての補助も対象となりません。

### 申請期日

平成28年3月31日（木）

※ただし、治療期間の終了日が平成28年3月1日～平成28年3月31日までの方は  
平成28年5月2日（月）まで申請可

問い合わせ先 岡崎市保健部 健康増進課 母子保健2班  
電話 0564-23-6180 FAX 0564-23-5071